



鳥取県公報

令和8年5月1日(金)
第9786号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	身体障害者福祉法による医師の指定(262) (障がい福祉課) 2
	県統計調査の実施(263) (経営支援課) 2
	土地改良区の定款の変更の認可(264) (農地・水保全課) 3
	国土調査の成果の認証(265) (〃) 3
	指定居宅サービス事業の廃止の届出(266) (西部総合事務所県民福祉局) 4
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出(267) (〃) 4
	開発行為に関する工事の完了(268) (西部総合事務所環境建築局) 5
	物品売払代金の徴収事務の委託(269) (琴の浦高等特別支援学校) 5
	物品売払代金の徴収事務の委託(270) (境港総合技術高等学校) 5
◇ 選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除(27) 6
◇ 監査告示	包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等(1) 6
◇ 調達公告	落札者の決定(鳥取県立中央病院) 6

告 示

鳥取県告示第262号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏名	勤務先
循環器内科	心臓機能障害	波多野 将	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
脳神経内科	肢体不自由 音声・言語機能障害	佐桑 真悠子	〃

鳥取県告示第263号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

就農相談者数・新規就農者数調査

2 調査の目的

市町村、農協等の関係機関を対象に就農相談者数・新規就農者数の調査を実施し、就農状況の実態を把握するとともに、就農前後の指導援助及び今後の施策の検討資料とすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 鳥取県全域

(2) 属性的範囲 市町村、市町村農業委員会、農業協同組合、農業法人等

4 報告を求める事項及びその基準となる期間

(1) 報告を求める事項

ア 就農相談者数調査

県内外の相談者数及び希望部門

イ 新規就農者数調査

氏名、市町村名（就農地）、就農時年齢区分、性別、就農年月、出身（農家、非農家）、就農形態（経営継承、新規参入、雇用就農、親元就農、退職就農）、個人・法人の別、主たる経営部門、品目、就農前の状況、農業関係の学歴、就農認定の有無、経営開始資金交付の有無、移住区分及び就農前居住地

(2) 基準となる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間について、第1期（4月から7月まで）、第2期（8月から11月まで）及び第3期（12月から3月まで）に区分し、各回においてそれぞれが対象とする4か月間

5 報告を求める者

市町村、市町村農業委員会及び農業協同組合

6 報告を求めるために用いる方法

鳥取県から報告者に調査票の電子データを電子メールにより送信し、報告者は調査票に入力の上、電子メールにより鳥取県に送信する。

7 報告を求める期間

- (1) 第1期 令和8年8月下旬
 - (2) 第2期 令和8年12月下旬
 - (3) 第3期 令和9年5月下旬
- 8 調査票情報の保存期間
令和14年3月31日まで
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第264号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大井手土地改良区の定款の変更を令和8年4月16日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第265号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
東伯郡琴浦町	令和4年度から令和5年度まで	琴浦町（大字佐崎・大字太一垣・大字中村及び大字西宮の各一部）の地籍図及び地籍簿	琴浦町大字佐崎・大字太一垣・大字中村及び大字西宮の各一部	令和8年4月21日
八頭郡若桜町	平成25年度から平成28年度まで	若桜町（大字吉川の一部－1（20133132501））の地籍図及び地籍簿	若桜町大字吉川の一部－1（20133132501）	〃
西伯郡南部町	平成27年度から平成29年度まで	南部町（下中谷の一部）の地籍図及び地籍簿	南部町下中谷の一部	〃
岩美郡岩美町	令和2年度から令和3年度まで	岩美町（大字白地、大字相山及び大字馬場の各一部）の地籍図及び地籍簿	岩美町（大字白地、大字相山及び大字馬場の各一部）	〃
〃	令和3年度から令和4年度まで	岩美町（大字岩常及び大字高住の各一部）の地籍図及び地籍簿	岩美町（大字岩常及び大字高住の各一部）	〃
〃	〃	岩美町（大字長郷、大字院内及び大字池谷の各一部）の地籍図及び地籍簿	岩美町（大字長郷、大字院内及び大字池谷の各一部）	〃
〃	〃	岩美町（大字蒲生の一部）の地籍図及び地籍簿	岩美町（大字蒲生の一部）	〃
西伯郡大山町	令和5年度から令和6年度まで	大山町（飯戸及び赤松の各一部）の地籍図及び地籍簿	大山町（飯戸及び赤松の各一部）	〃

〃	〃	大山町（羽田井及び高橋の各一部）の地籍図及び地籍簿	大山町（羽田井及び高橋の各一部）	〃
〃	〃	大山町（松河原、下市及び殿河内の各一部）の地籍図及び地籍簿（20233138601）	大山町（松河原、下市及び殿河内の各一部）	〃
八頭郡智頭町	令和3年度から令和6年度まで	智頭町（大字大呂の一部）の地籍図及び地籍簿（20213132802）	智頭町（大字大呂の一部）	〃
〃	〃	智頭町（大字中原の一部）の地籍図及び地籍簿（20213132803）	智頭町（大字中原の一部）	〃
〃	令和4年度から令和6年度まで	智頭町（大字大呂の一部）の地籍図及び地籍簿（20223132803）	智頭町（大字大呂の一部）	〃
〃	〃	智頭町（大字中原の一部）の地籍図及び地籍簿（20223132804）	智頭町（大字中原の一部）	〃
東伯郡湯梨浜町	令和5年度から令和6年度まで	湯梨浜町（大字小鹿谷等6単位区域の各一部）の地籍図及び地籍簿（20233137001）	湯梨浜町（大字小鹿谷等6単位区域の各一部）	〃
〃	〃	湯梨浜町（大字長和田・佐美・埴見の各一部）の地籍図及び地籍簿（20233137002）	湯梨浜町（大字長和田・佐美・埴見の各一部）	〃
鳥取市	〃	鳥取市（倭文の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市倭文の一部	〃
〃	〃	鳥取市（国府町糸谷の一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市国府町糸谷の一部	〃

鳥取県告示第266号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月1日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社こやま薬局	アイ・プラス薬局 博労町店	米子市博労町四丁目356-3	令和8年4月16日	令和8年5月31日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第267号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当

該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月1日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 すみ子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
株式会社こや ま薬局	アイ・プラス 薬局 博労町 店	米子市博労町 四丁目356-3	令和8年4月16日	令和8年5月31日	介護予防居宅 療養管理指導

鳥取県告示第268号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和8年5月1日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 すみ子

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和8年2月12日 鳥取県指令第202500273277号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市昭和町
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取県境港市朝日町20
山陰冷蔵株式会社 代表取締役 野間 繁雄

鳥取県告示第269号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立琴の浦高等特別支援学校における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
鳥取県立琴の浦高等 特別支援学校生産品 販売実習実行委員会	東伯郡琴浦町赤 碕1957-1	令和7年4月1日	令和8年4月15日	令和8年4月21日から 令和9年3月24日まで

鳥取県告示第270号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立境港総合技術高等学校における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
鳥取県立境港総合技 術高等学校実習製品 販売実行委員会	境港市竹内町925	令和7年4月1日	令和8年4月17日	令和8年4月17日から 令和9年3月31日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第27号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

令和8年5月1日

鳥取県選挙管理委員会委員長 藤 村 実 千 子

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市大杵老人憩の家	鳥取市大杵170-7
鳥取市佐治町上地集会所	鳥取市佐治町高山115

監査委員告示

鳥取県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の29に規定する包括外部監査人である戸野克則の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が当該包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について、同法第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月1日

鳥取県監査委員 高 務 裕 子
鳥取県監査委員 牧 田 宗 大
鳥取県監査委員 山 根 こ ころ
鳥取県監査委員 伊 藤 保

氏名	住所	監査の事務を補助できる期間
山岸 淳紀	広島県広島市佐伯区楽々園六丁目7-6	令和8年5月1日から令和9年3月31日まで
中川 均	米子市両三柳914-8	〃
鷺見 涉	米子市旗ヶ崎六丁目17-18	〃
角 尚大	境港市森岡町686-5	〃

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年5月1日

鳥取県営病院事業管理者 萬 井 実

- 調達件名及び数量 I V R - C T 対応血管造影診断システム 一式
- 契約方式 一般競争入札
- 落札日 令和8年4月15日
- 落札者の名称及び所在地 株式会社メディス
鳥取市賀露町4122
- 落札金額 267,850,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 入札公告日 令和8年3月6日
- 落札方式 最低価格落札方式
- 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県立中央病院事務局経営戦略課
鳥取市江津730